

「廃棄物受入停止等措置指針」の改正内容

平成29年9月14日に、指針別表（第4関係）の注7（出島処分場に係る飛散防止措置の内容）を、「出島処分場は、シート掛けのみとする。」を「「出島処分場は、シート掛け又は天蓋付き車両による搬入とする。（建設残土を搬入する場合及び廃棄物をフレキシブルコンテナバックに入れて搬入する場合はこの限りではない。）」」に改正しました。

改正後の「廃棄物受入停止等措置指針」は、情報公開に掲載しています。